

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 法律の有効期限を平成四十一年三月三十一日まで延長すること及び所要の経過措置を整備すること。

(附則第二項関係)

第二 国の負担割合の特例等の対象となる事業に、水資源開発施設（かんがいに係るものに限る。）の改築を追加すること。（別表関係）

第三 この法律の施行期日は、公布の日から施行するものとする。ただし、国の負担割合の特例等の対象となる事業の追加に関する規定は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。（改正法附

則関係）

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成四十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「平成四十一年度」に改める。

別表農地及び農業用施設の項中「の新築」を削り、「限る。」の下に「の新築又は改築」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表農地及び農業用施設の項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																																																									
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 この法律は、平成四十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成四十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 （略）</p>		<p>1 附則 （略）</p> <p>2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成三十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 （略）</p>																																																									
<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業の区分</td> <td colspan="2">事業主体</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>国の負担</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		事業の区分		事業主体		（略）	（略）	（略）	（略）			国の負担	割合	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業の区分</td> <td colspan="2">事業主体</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）</td> <td>市</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>国の負担</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>四分の三</td> <td>四分の三</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>の範囲内</td> <td>の範囲内</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>で政令で</td> <td>で政令で</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>定める割</td> <td>合</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>定の範囲内</td> <td>十分の七</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>で政令で</td> <td>の範囲内</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>定める割</td> <td>定の範囲内</td> </tr> </table>		事業の区分		事業主体		道路	一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	市	県			国の負担	割合			四分の三	四分の三			の範囲内	の範囲内			で政令で	で政令で			定める割	合			定の範囲内	十分の七			で政令で	の範囲内			定める割	定の範囲内
事業の区分		事業主体																																																									
（略）	（略）	（略）	（略）																																																								
		国の負担	割合																																																								
（略）	（略）	（略）	（略）																																																								
事業の区分		事業主体																																																									
道路	一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	市	県																																																								
		国の負担	割合																																																								
		四分の三	四分の三																																																								
		の範囲内	の範囲内																																																								
		で政令で	で政令で																																																								
		定める割	合																																																								
		定の範囲内	十分の七																																																								
		で政令で	の範囲内																																																								
		定める割	定の範囲内																																																								

		(略)	(略)		
(略)			(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		生活環境 施設	河川		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設の設置	下水道法第二條第二号に規定する下水道の設置又は改築		河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四條第一項に規定する一級河川の改良工事	道路法第二條第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	）
市町村	市町村	県	知事	市町村	町村
三分の一	合 定 め る 割	の 範 囲 内 で 政 令 で 定 め る 割	四 分 の 三	三 分 の 二	十 分 の 八
		合			合

					(略)	(略)
			農地及び農業用施設		(略)	(略)
独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第八十二号) 第二条第二項に規定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人水資源機構	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
百分の七十五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					消防施設	教育施設
			農地及び農業用施設			
独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第八十二号) 第二条第二項に規定	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業者のうち国営土地改良事業又は独立行政法人水資源機構が行う次に掲げる事業に関連して行うもの	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の建物の新築、増築又は改築	市町村
独立行政法人水資源機構	国以外の者	国	市	町村		市町村
百分の七十五	百分の六十五	百分の六十	百分の七十五	三分の二	十分の六	三分の二

	<p>する水資源開発施設 (かんがいに係るものに限 る。)の新築又は改築</p>	
	<p>する水資源開発施設の新築 (かんがいに係るものに限 る。)</p>	

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）
（趣旨）

第一条 この法律は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

（空港周辺地域整備計画の決定等）

第二条 千葉県知事は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画（以下「空港周辺地域整備計画」という。）の案を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

一 道路

二 河川

三 生活環境施設

四 教育施設

五 消防施設

六 農地及び農業用施設

七 前各号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる

施設

3 (略)

4 総務大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5・6 (略)

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるものうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するもの(次項において「特定事業」という。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定(第三項及び第四項の規定を含む。)にかかわらず、同表のとおりとする。

2・5 (略)

別表(第三条関係)

事業の区分	事業主体	国の負担割合
<p>道路</p> <p>一般国道(道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。)又は主要な県道(同法第七条第一項の規定による県道をいう。)若しくは市町村道(同法</p>	<p>県</p>	<p>四分の三の範囲内で政令で定める割合</p>

		河川				
生活環境施設					<p>第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）</p>	
改築		下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改良工事	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの		
市町村	県	知事	市町村	町村	市	
三分の二の範囲内で政令で	四分之三の範囲内で政令で定める割合	四分之三	三分の二	十分の八	十分の七の範囲内で政令で定める割合	

	教育施設	消防施設	農地及び農業用施設
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設の設置</p>	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の建物の新築、増築又は改築</p>	<p>消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（次に掲げるものを除く。）</p>
市町村	市町村	市 町村	国 県
三分の一	三分の二	十分の六 三分の二	百分の七十五 百分の六十
定める割合			

<p>土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち国営土地改良事業又は独立行政法人水資源機構が行う次に掲げる事業に関連して行うもの</p>	<p>独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する水資源開発施設の新築（かんがいに係るものに限る。）</p>
<p>国以外の者</p>	<p>独立行政法人水資源機構</p>
<p>百分の六十五</p>	<p>百分の七十五</p>